

茅ヶ崎市公共施設電力調達に関する基本方針

1 背景

近年、豪雨や猛暑日の発生頻度が増加しており、気候変動は地域の大きな問題となっている。本市は、気候非常事態宣言を表明し、2050 年までに温室効果ガスを実質ゼロにするカーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指している。この実現のためには、国内の再生可能エネルギー（以下「再エネ」という。）の生産を大幅に増やす必要があり、市内での再エネ設備の導入に加えて、市域でのエネルギー消費における再エネの比率も高めていくことが有効である。

このような背景を踏まえ、市域最大規模の温室効果ガス排出量事業者である茅ヶ崎市が率先して、再エネ由来の電気を積極的に調達することで、再エネ普及を促進するため、本市の公共施設における電力調達についての基本方針を定める。

2 目的

電力小売全面自由化に伴い、電力供給が可能な事業者が複数存在することを踏まえ、環境に配慮した上で、価格など本市にとって有利な条件で電力調達を行うために必要な事項を定め、もって温室効果ガス排出の削減を推進することを目的とする。

3 対象施設

この基本方針の対象とする公共施設は、高圧で受電する本市が設置する全ての公共施設とする。

4 基本原則

施設の管理形態により、次のとおり基本原則を適用する。

(1) 市直営の施設に係る原則

ア 環境配慮の原則

施設に供給する電力は、再エネ比率 100%の電力を調達する。ただし、再エネ比率 100%の電力を確保できない場合には、「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律」（平成 19 年法律第 56 号）の趣旨を踏まえ、「茅ヶ崎市電力の調達に係る環境配慮実施要綱」（平成 26 年 5 月 1 日施行）に基づき行う。

イ 競争性確保の原則

小売電気事業者については、原則として、入札により決定する。ただし、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項に基づく契約、地産地消エネルギーの活用を目的とした契約を除く。

ウ スケールメリット確保の原則

入札は、対象施設を出来る限り一括とし、一定の契約規模の確保、夜間電力使用率の平準化などのスケールメリットの確保に配慮する。

(2) 指定管理者を導入した施設に係る原則

施設の管理運営を、指定管理者が行っている場合、電力に係る契約の判断は、原則として指定管理者が行うこととなるが、施設所管課は、基本原則(1)に配慮するよう募集要項や協定書等に明記するとともに、積極的な情報提供を行うなど、施設の管理運営に係る市の負担削減に努める。

5 その他

(1) 基本方針の見直し

環境に配慮した契約の推進に資するように、社会情勢等を踏まえつつ、毎年度の入札等の成立状況等により、必要に応じて基本方針を見直す。

附則

この方針は、令和5年4月1日から施行する。